

提案基準 1 6 「コンクリート塊又はアスファルトコンクリート塊の再資源化施設」 (奈良県産業廃棄物処理基本計画が平成 1 5 年 3 月に終了したことをもって提案基準 1 6 は廃止)	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
---	--

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 1 6 (P76・P77)

1 要件 1 及び 2 について

「県の環境管理部局から確認されていること」及び「産業廃棄物中間処理業の許可を受けることが確実であること」とは、開発審査会に附議する時点で、当該施設が主に当該地域で発生するコンクリート塊又はアスファルトコンクリート塊を再資源化する施設であること、及び、産業廃棄物中間処理業の許可を受けることが確実であることを県廃棄物対策課により確認されていることをいう。

2 要件 3 について

「支障がない旨の当該市町村長の同意があること」については、地元市町村長の意見書により確認する。

3 要件 4 について

(1) 「当該地域」とは原則として、都市計画区域単位で考えるべきであるが、大和都市計画区域については広域都市計画区域であるため、奈良県産業廃棄物処理基本計画の地域別(下記参考の七地域)で考えてよい。

(参考)

奈良県産業廃棄物処理基本計画の地域区分は県内を次の七地域に分けている。

奈良市・大和郡山市・生駒市圏

王寺周辺広域市町村圏

山辺広域市町村圏

葛城広域市町村圏

橿原・高市広域市町村圏

桜井・宇陀広域市町村圏

南和広域市町村圏

(2) 「あっても同地域内に適地がない」とは、次のような場合をいう。

ア 工業系用途地域内に既に住宅等が建築されており、当該地域に立地すると騒音等により居住環境を悪化させる場合

イ 工業系用途地域内に既に建築物が建築されており物理的に空地がない場合

ウ 工業系用途地域内の道路が未整備である場合

エ その他、上記アからウと同等と認められる場合

4 要件 5 について

(1) 要件 5 (1) の「適切な緩衝帯」とは、4 メートル以上の幅員であり、主として亜高木が植栽された緑地帯を敷地の境界に沿ってその内側に配置したものをいう。

ただし、敷地が当該緩衝帯と同等以上の緩衝効果を有すると考えられる恒久的な公有物(十分な幅員を持つ河川等をいい、道路は該当しない。)に隣接する場合は、緩衝帯の幅を 2 メートルを限度として緩和することができる。

(2) 要件 5 (2) の「建築計画について、施設の配置、内容、規模等が適切」とは、環境対策(建屋内での破碎作業とし、集塵機を設置すること等県廃棄物対策課の審査要件等に適合すること)が適切であることをいう。

(3) 要件 5 (2) の「高さが原則として 1 5 メートル以下」については、施設内容を総合的に検討してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(4) 要件 5 (3) の「居住環境等に支障を及ぼすものでない」とは、当該施設が騒音規制法、振動規制法等にいう特定施設に該当するので、その規制を満足し、かつ学校、保育所、病院、社会福祉施設、住宅等に隣接しないことをいう。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- ア 当該施設が住宅に隣接する場合で、産業廃棄物の中間処理業の許可に当たって、当該隣接者の同意がある場合
- イ 線引き以前から存し、又は、線引き後法第34条第2号等に基づく開発(建築)許可を受けて建設し、許可後相当期間を経過しているクラッシャープラント施設等の類似施設の敷地内に当該施設を設置する場合で、現に既存施設が学校、保育所、病院、社会福祉施設等に隣接している場合

5 要件6について

「原則として次の地域、地区等を含まないこと」とあるが、当該所轄機関等により当該地域、地区等で立地が認められる場合についてはこの限りでない。

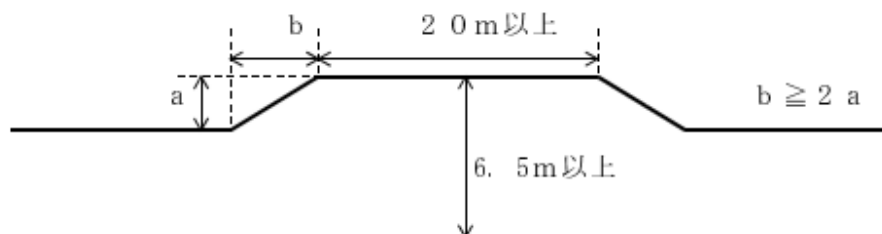
6 要件7について

「既存道路幅員は、大型車の通行上支障がないこと」とは、幹線道路までおおむね6.5メートル以上の幅員を有する既存道路があることをいう。

なお、「おおむね6.5メートル以上」とは、次の(1)及び(2)に該当する場合は、6メートル以上の幅員を有する既存道路があることをいい、次の(1)から(4)のすべてに該当する場合は、5メートル以上の幅員を有する既存道路があることをいう。

- (1) 当該既存道路の交通量の多寡、通学路に含まれるか否か、幹線道路から計画地までの距離、周辺の土地利用状況等を総合的に勘案して、大型車の通行上支障がない旨の地元市町村長の意見書があること。
- (2) 計画地が当該既存道路(計画地が2以上の既存道路に接する場合は、進入路を計画する道路が該当する。)に接する部分の道路幅員が6.5メートル以上であり、かつ、当該6.5メートル以上の幅員を有する道路延長が20メートル以上あること。
 なお、現況で6.5メートル以上の幅員を有しない場合であっても、開発許可により当該既存道路を整備する場合は同様に取り扱うこととする。
- (3) 廃棄物又は再資源化物品等の搬出入に関して支障がない旨の県廃棄物対策課長の意見書があること。
- (4) 計画地から幹線道路までの既存道路において、300m以内ごとに下図の待避所、又は、これと同等以上と認められる待避できる箇所が設けられていること。

(図)



ただし要件7は、令第25条第2号の基準ではなく別途定めているものであり、開発許可申請に当たっては技術基準編に適合することが必要となるので留意すること。

<留意事項>

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に掲げる産業廃棄物処理施設にあっては、建築基準法第51条が適用され、都市計画審議会の議を経ることとされているので留意すること。
- イ 廃棄物対策課が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項に規定される産業廃棄物の中間処理業の許可の審査基準を定めているので留意すること。